

北区役所政策推進課臨時的任用職員勤務条件等

1 職務内容

政策推進課業務（広聴広報・企画調整等）にかかる事務全般
（窓口及び電話対応、パソコン入力作業等含む）

2 任用資格

地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

地方公務員法（抜粋）

[欠格条項]

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 勤務地

大阪市北区役所（大阪市北区扇町2-1-27）

4 勤務条件等

（ア）任用期間

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条に基づく任用

令和8年7月1日（水）～令和8年12月28日（月）

※欠員状況に応じて期間を延長する場合があります。

（イ）勤務時間

9時～17時30分（休憩時間12時15分～13時）

（ウ）休日

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

※ただし、休日勤務を命じた場合は、他の日に休日を振り替える。

(エ) 休暇

年次有給休暇（10日）、その他特別休暇（忌引休暇等）

※ 任用期間を更新した場合は延長月数に応じて年次休暇を追加付与

5 給与等

(ア) 給料月額

227,824円（ただし、学歴・職歴等に応じた加算あり）

(イ) 通勤手当

1ヶ月あたり55,000円まで支給

(ウ) 支給日

当月17日払い（1月のみ18日払い）

※ただし、支給日が土曜日等の休日に該当する場合は前後する。

(エ) 社会保険等

健康保険、厚生年金保険に加入

6 服務事項

採用された者は、身分は短期間の公務員となるため、正規職員と同様に地方公務員法の規定が適用され、（1）地方公務員法又はこれに基づく条例などの規定に違反した場合、（2）職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、（3）全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合に、懲戒処分の対象となる。